



幼児教育 保育の無償化について



幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもたちの利用料が無料になります。ただし、上限金額や条件、申請手続きが必要な場合があります。

3歳～5歳児クラスの対象範囲

利用施設・事業		保育必要理由	
		なし	ある
(町立・私立)幼稚園 認定こども園(1号:教育認定)	教育時間	無償	
こども子育て制度に移行していない 私立幼稚園(未移行幼稚園)	教育時間	月額25,700円を上限に無償 	
(町立・私立)幼稚園・認定こども園	午後の 預かり保育	無償化対象外 (有償利用)	450円×利用日数  (上限11,300円)
認可保育園 認定こども園(2号:保育認定)		-	無償
企業主導型保育施設		-	利用者負担額相当分まで無償 ※各園での手続きになります
認可外保育施設(ベビーシッター含む) 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポート事業	 	無償化対象外 (有償利用)	月額37,000円を上限に無償 

0歳～2歳児クラス(非課税世帯)の対象範囲

利用施設・事業		保育必要理由	
		なし	ある
認可保育園 認定こども園(3号:保育認定)		-	無償
企業主導型保育施設		-	利用者負担額相当分まで無償 ※各園での手続きになります
認可外保育施設(ベビーシッター含む) 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポート事業	 	無償化対象外 (有償利用)	月額42,000円を上限に無償 

① 認可園・認定こども園・企業主導型保育園を利用できていない方が対象となります。

 幼児教育・保育無償化に係る保育料の無償化を受けるためには、施設の利用を開始する前日までに、申請をする必要があります。提出書類は[次ページ](#)をご確認ください。

※さかのぼっての認定は出来ませんので、早めの申請をお願いします。

注意事項

・認定を受けても年に1回は現況確認(保護者の保育必要性の有無等)を受ける必要があり、確認がとれない場合は認定終了になります。

・町外に転出される場合、異動の日の前日までが南風原町での認定となります。
引き続き無償化を利用希望の場合は、転出先の市町村にて無償化の手続きを行ってください。

・利用施設を経由しての申請となる場合もありますので利用施設にご確認ください。

お問い合わせ:南風原町 こども課 TEL:098-889-7028

提出書類

必要書類をご確認いただき、提出ください。
※書類に不備がある場合は受付できません。



< 下記の条件に該当する世帯 >

☐ 同一世帯に 障がい者(児) のいる世帯	●身体障がい者手帳 ●精神障がい者保健福祉手帳 ●療育手帳 ●特別児童扶養手当障害認定通知書 ●特別児童扶養手当有期再認定通知書 ●障がい基礎年金等の年金証書	いずれかの写し
☐ ひとり親世帯	●離婚日が記載されている戸籍謄本 ●児童扶養手当証書 ●母子父子家庭医療費受給者証	いずれかの写し
☐ 生活保護受給世帯	●被保護証明書 の写し	

< 未移行幼稚園 教育時間のみの利用・預かり保育利用で保育必要理由に該当しない世帯 >

☐ 施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)※児童1人につき1枚

< 認可外保育園・(町立・私立・未移行)幼稚園・認定こども園

預かり保育利用で保育必要理由に該当する世帯 >

☐ 施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)※児童1人につき1枚

☐ 父・母の保育を必要とする理由を証明する書類(次ページ参照)

実費徴収について

・実費として徴収されている費用(食材料費、行事費、教材費、通園送迎費など)は無償化の対象とならず、実費負担となります。

保育料	→	無償化対象
食材料費(主食費・副食費)、 行事費、教材費、通園送迎費	→	保護者負担



副食費について

・年収360万円未満相当世帯
・小学3年以下のおこさんの人数が第3子以降
いずれかに該当する1号認定のおこさんは
副食費の徴収が免除となります。



○副食費免除対象者

・1号認定のこども

※ は副食費免除となる範囲

階 層	第1子	第2子	第3子 以降
第1階層 生活保護世帯	主食費		
第2階層 年収270万円未満相当			
第3階層 年収360万円未満相当			
第4階層 年収680万円未満相当	主食費+副食費		
第5階層 年収680万円相当以上			

保育を必要とする認定の理由と期間・必要な書類



★は南風原町こども課指定書式のものです。南風原町ホームページからもダウンロードすることができます。
 <各種証明書類は申請日より3ヶ月以内に証明されたものを提出ください。>

保育必要理由と認定有効期間	必要な書類
①就労 月64時間以上 就労を常態していること ・就学前まで (雇用期間がある場合はその期限まで)	★【就労証明書】 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。 ・派遣社員の場合、派遣会社(派遣元)からの証明が必要となります。 ・記載内容については、就労先に問い合わせる場合もあります。 ・就労状況を確認するため、直近3か月分のタイムカードまたは出勤簿の写し等追加書類を求めることがあります。 自営業本人、または親族経営の会社で就労の場合は、就労先(会社)の存在が証明できる書類を添付いただきます。下記の中から1つを提出してください。 ■開業届 ■税申告書 ■営業許可証 ■給与明細書 ■貸金台帳□ ■振込口座の通帳(名義と振込のページの写) ■青色事業専従者給与に関する届出書 ■営業に伴う契約書・納品書・請求書・領収証
②妊娠・出産 ・産前2ヶ月～産後3ヶ月	● 妊婦健康診査受診票 若しくは 産科医療補償制度 登録証の写し ・妊婦健診受診後に医療機関が記載したもので、出産予定日と医療機関が確認できるもの。 (母子手帳の写しは不可)
③疾病・障がい 病気、怪我や心身の障がいのため 保育が困難なとき ・診断書等による療養期間中	★【診断書】 若しくは ●障害者手帳 等の写し ・障害者手帳等とは『障害者手帳』『療育手帳』『精神障害者保健福祉手帳』を指します。
④介護・看護 同居親族を常時介護、看護 しているとき ・診断書等による療養期間中	★【看護(介護)状況申立書】 上記申立書に加え、下記の添付書類を提出してください。 ■看護・介護を受ける方の診断書(看護介護が必要と明記のもの) ■障害者手帳等 ■障害者手帳をお持ちの方は福祉サービス利用計画書 ■介護認定を受けている方は介護認定証及びケアプラン
⑤就学(大学・職業訓練校等) 月64時間以上通っていること ・就学期間中	★【就学・訓練状況申告書】 ※ 学校教育法で規定する教育施設のみ 上記申告書に加え、下記の添付書類等を提出してください。 ■年間カリキュラム■時間割■学生証(または在学証明書) の写し
⑥求職 求職中または起業準備中 ・3ヶ月以内	★【求職活動状況申告書】 ※認定期間内に就労証明書などの提出がないと、認定継続できません。
⑦災害 震災、風水害、火災その他の復旧に あたっているとき ・必要な期間	● 災害を証明する書類 罹災証明書等
⑧育休・みなし育休 育児休業取得中 ・育児休業対象児が1歳になる月末まで ただし、育児休業対象児が認可保育施設に入所保留となった場合、1歳になる年度末まで認定できます。	※ 特別な理由なく育児休業を延長する場合は、認定基準に該当しなくなります。 ★【就労証明書】: 育児休業 ・育児休業の取得期間が記載された就労証明書 ・保育施設の新規入所が決まった場合、 入所月の翌月1日までに復職、復職証明書 (復職後記入のもの)を2週間以内に提出が必要となります。 ・復職が確認できない場合、無償化の認定ができません。 ★【育児休業申立書】: みなし育児休業 (法律上の育児休業制度に該当しない育児のための休業) ・育休中に保育施設の新規入所が決まった場合、入所月から他の保育理由が必要です。
⑨虐待やDVのおそれがあり 片方の保護者の書類取得が 困難なとき ・必要な期間	● 住基ロックしている証明、離婚調停中が分かる書類 等
⑩町長が認める上記に類する 場合 ・必要な期間	こども課へお問合せください。

こんなときは必ず申請してください

転職や退職、就労時間の変更、育児休業の取得、その他世帯の状況に変更があった際には、下の表に定める書類をこども課へ提出してください。また、**変更のあった日から14日以内**に必要書類を提出して下さい。



※「★」の付いているものは、こども課指定様式になります。南風原町ホームページからダウンロード出来ます。「☆」は窓口配布です。

主な変更の内容		必要書類
世帯で南風原町外に転出する ※異動の日の 前日 までの認定となります		☆無償化施設等利用給付認定変更届
南風原町内で転居した		★ 変更届
世帯構成 が 変化した	離婚した	★ 変更届 □離婚日が記載されている戸籍謄本 または、□離婚届受理証明書
	結婚した	★ 変更届 ★就労証明書（配偶者の方） （配偶者が町外在住の方） □ マイナンバー（個人番号）が分かる書類 【マイナンバーカード・通知カード・住民票】のいずれか
	同居家族の増減	★ 変更届 ※世帯員増の場合、その者について 保育必要理由を請求する場合があります
	保護者の単身赴任	★ 変更届 ★就労証明書
就労状況 が 変わった	仕事をやめた（求職中になった）	★ 求職活動状況申告書
	●就労時間 ●単身赴任の有無	★ 就労証明書
	●仕事を始めた ●仕事が変わった	
妊娠・出産（産前2か月産後3か月）に入る		□ 妊婦健康診査受診票の写し または、 □ 産科医療補償制度 登録証の写し
育児休業	父や母が、育児休業を取得する	★ 就労証明書（育休・復職予定日記載のもの）
	父や母が、みなし育休（法律上の育児休業に該当しない育児のための休暇）を取得する ※みなし育休とは育休制度が無い方または、就労していない方の制度	★ みなし育児休業申立書
	育児休業が終了し仕事に復職する	★ 復職証明書
	育休対象児が1歳になる月末を過ぎて認定期間を延長したいとき	□ 育休対象児が1歳になる月末までに認可保育園で 待機中である場合、年度末（3月末）まで認定できます （申請の申込受付期間にご注意ください）
無償化対象施設の利用をやめる		☆無償化施設等利用給付認定変更届
保育を必要とする理由がなくなった（就労→専業主婦等）		☆無償化施設等利用給付認定変更届
その他家庭の状況に変化があった		□変更内容が分かる資料

●保護者が求職中で無償化の対象となった場合、**求職期間は3ヶ月**となります。**それまでに就労証明書等の保育を必要とする理由を証明する書類の提出がなければ無償化の対象外となります。**

※ご不明な点につきましては、こども課子育て支援班までご連絡下さい。tel：098-889-7028

